

## 福井圏域合併協議会専門部会規程

### (設置)

第1条 福井圏域合併協議会合併推進責任者会規程第7条の規定に基づき、別表に掲げる専門部会を設置する。

### (所掌事務)

第2条 専門部会は、福井圏域合併協議会合併推進責任者会の委員長(以下「委員長」という。)の指示を受け、福井圏域合併協議会規約第3条に掲げる事項について、専門的に協議又は調整をするものとする。

### (組織)

第3条 専門部会は、部員をもって組織する。

2 部員は、当該専門部会が協議又は調整を行う所掌事務を所管する4市町村の部局の職員をもって充てる。

### (部会長)

第4条 専門部会に部会長を置く。

2 部会長は、福井市の部員をもって充てる。

3 部会長は、専門部会を代表し、会務を総理する。

### (会議)

第5条 専門部会は、部会長が必要に応じ、随時開催する。

2 部会長は、会議の議長となる。

3 部会長は、必要に応じて会議へ関係職員等の出席を要請することができる。

4 専門部会は、必要に応じて関係する専門部会と合同の会議を開催することができる。

### (報告)

第6条 部会長は、専門部会の協議経過及び結果について、委員長に報告するものとする。

### (庶務)

第7条 専門部会の庶務は、部会長の属する担当部署において処理する。

### (分科会)

第8条 専門部会の所掌する事務について、必要に応じて分科会を置き、その事務を分掌させることができる。

2 前項の規定により分科会が置かれた場合において、分科会の組織及び運営については、第3条から前条までの規定を準用する。この場合において、第3条から前条までの規定中「専門部会」とあるのは「分科会」と、「部員」とある

のは「分科会員」と、「部会長」とあるのは「分科会長」と、「委員長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

- 3 分科会の分掌する事務について、必要に応じてワーキンググループを置くことができる。

**(補則)**

第9条 この規程に定めるもののほか、専門部会及び分科会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

**附 則**

この規程は、平成16年11月22日から施行する。

別表（第1条関係）

	専門部会名
1	議 会 部 会
2	農 業 委 員 会 部 会
3	総 務 部 会
4	企 画 政 策 部 会
5	財 政 部 会
6	市 民 生 活 部 会
7	福 祉 保 健 部 会
8	商 工 労 働 部 会
9	農 林 水 産 部 会
10	都 市 政 策 部 会
11	建 設 部 会
12	上 水 道 部 会
13	下 水 道 部 会
14	教 育 部 会